

よくある質問と回答（大規模施設等時短要請協力金）

No.	項目	内容
Q1 A1	要請内容	営業時間短縮要請の対象地域（対象市町村）はどこか。 県内全域です。
Q2 A2	要請内容	大規模施設等の運営事業者とは。 大規模施設等の運営により収益を得る事業を行う者で、施設の管理運営権等の権限により、営業時間の短縮等を決定した者です。
Q3 A3	概要	協力金の概要を教えてください。 県からの要請にご協力いただいた大規模施設（建築物の床面積合計が1,000㎡を超える施設。）や、その施設内のテナントの皆さまに対し、営業時間短縮にご協力いただいた時間数に応じて協力金を交付するものです。
Q4 A4	概要	協力金の主な交付要件は。 8月20日から9月12日の要請期間において、営業時間短縮等にご協力いただいたかどうか条件となります。 ただし、要請期間の途中で営業時間の短縮を止めた場合、協力金は交付されません。 また、やまなしグリーン・ゾーン認証基準や国において示された業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講じ、遵守していただくことを交付要件としています。
Q5 A5	概要	すぐに要請に応じることができない事情があるため、要請期間の途中から時短営業した場合は協力金は交付されないのか。 遅くとも8月23日までに要請への協力を開始したうえで、要請期間終了まで連続して要請に協力いただいた場合、協力期間については交付されます。
Q6 A6	概要	定休日は交付されるのか。 定休日も含めて対象となります。
Q7 A7	概要	同じ施設に出店している飲食店とそれ以外の業種で、協力金の交付額や取り扱いが異なるのはなぜか。 要請内容や目的が異なるため、別制度となっています。飲食店に対しては、飲食時の感染リスクが特に高いと考えられることから、個別の店舗に対し休業や時短営業を要請していますが、大規模施設等に対しては、人流を抑制する観点から施設全体に対して要請を行っています。
Q8 A8	時間短縮	何時まで時短営業すれば協力金の対象となるのか。 施設の種類に応じた営業時間短縮にご協力いただいた事業者が対象となります。 例えば商業施設の場合、5時から19時までの営業時間短縮にご協力いただいた事業者が対象となります。

No.	項目	内容
Q9 A9	時間短縮	<p>商業施設を運営しており、本来は21時まで営業しているが、自主的に18時閉店とした場合、協力金の対象となるか。</p> <p>また、開店時間を遅くした部分は協力金の対象になるか。</p> <p>県の要請を超える部分（5時から19時までの営業時間短縮）は協力金の対象となりません。</p> <p>今回の例では、19時から21時までの2時間分が要請にご協力いただいた時間になります。</p> <p>また、開始時間を遅くした部分は協力金の対象とはなりません。</p>
Q10 A10	時間短縮	<p>商業施設を運営しており、従来から19時までの営業としているが、協力金の対象となるか。</p> <p>営業時間の短縮とはなりませんので、対象となりません。</p>
Q11 A11	時間短縮	<p>本来の営業時間はどのように考えればよいか。</p> <p>時短要請期間前（コロナ禍前）の営業時間を基準としてください。</p> <p>時短要請期間中に営業を開始した場合には、本来計画していた営業時間としてください。</p>
Q12 A12	時間短縮	<p>大規模施設内でエリア・テナント毎に本来の営業時間が異なる場合はどうなるのか。</p> <p>大規模施設運営事業者の場合は、自己利用部分（直営）の店舗のうち最も早い・遅いエリア／店舗の営業時間、又は当該施設内に入居するテナント事業者向け協力金の対象テナントのうち最も早い・遅いエリア／店舗の営業時間を本来の営業時間としてください。</p> <p>テナント事業者の場合は、各テナントの本来の営業時間としてください。</p>
Q13 A13	時間短縮	<p>同一テナント内で複数のサービスを提供しており、テナントエリア毎に営業時間が異なる場合、本来の営業時間はどのように考えればよいか。</p> <p>最も遅い営業時間を本来の営業時間として構いません。</p>
Q14 A14	時間短縮	<p>要請に応じて19時に閉店（営業時間終了）後、従業員が清掃や事務作業を行ってもよいか。</p> <p>営業行為に当たらないため、問題ありません。（ただし、一般消費者から営業を行っているとは誤解されないよう、19時以降は施設の照明を落とすなどの対策をお願いします。）</p>
Q15 A15	大規模施設	<p>大規模施設の所有者と運営事業者が異なる場合、協力金の対象となるのはどちらになるのか。</p> <p>施設の運営事業者が協力金の交付対象となります。なお、施設の運営事業者とは、当該大規模施設の運営により収益を得る者であって、営業時間短縮を決定できる権限を有する者のことです。</p>

No.	項目	内容
Q16 A16	協力金（大規模）	<p>協力金（大規模施設運営事業者向け）の計算方法は。</p> <p>大規模施設運営事業者向け協力金は3種類の計算方法があります。</p> <p>①自己利用部分に係る協力金（日額） ⇒「自己利用部分面積（1,000㎡を1単位とし、単位未満切捨て）×20万円」×時短率※</p> <p>②テナント事業者等管理把握に係る加算額（日額） ⇒「要請に応じたテナント店舗等の数（テナント店舗+特定百貨店店舗）×2千円」×時短率※</p> <p>③特定百貨店店舗に関する算定（日額） ⇒「要請に応じた特定百貨店店舗の数×2万円」×時短率※</p> <p style="text-align: center;">※時短率 = 「短縮した時間／本来の営業時間」</p> <p>（計算例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己利用部分面積：2,500㎡ ・本来の営業時間：10時間（10時～20時） ・短縮した時間：1時間（10時～19時） ・要請に応じたテナント店舗：7店舗 ・要請に応じた特定百貨店店舗：5店舗 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>①2単位×200,000円×1時間/10時間 = 40,000円 ②（7店舗+5店舗）×2,000円×1時間/10時間 = 2,400円 ③5店舗×20,000円×1時間/10時間 = 10,000円 合計①+②+③ = 52,400円（日額）</p>
Q17 A17	協力金（大規模）	<p>テナント事業者等管理把握に係る加算額とは。</p> <p>大規模施設内に要請に応じたテナント店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10店舗以上ある場合のみ協力金を交付します。 ただし、飲食店を除きます。</p>

No.	項目	内容
Q18 A18	協力金（テナント）	<p>協力金（テナント事業者向け）の計算方法は。</p> <p>「時短営業したテナント店舗面積（100㎡を1単位とし、単位未満切捨て）×2万円」×時短率 （計算例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テナント面積：120㎡ ・本来の営業時間：10時間（11時～21時） ・短縮した時間：2時間（11時～19時） <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○1単位×20,000円×2時間/10時間=4,000円（日額）</p>
Q19 A19	協力金	<p>本協力金と、国の月次支援金や、ARTS for the future事業、J-LODlive事業による支援を併せて受けることはできるか。</p> <p>国支援制度は、本協力金と併給できないこととされています。</p> <p>他の支援制度を検討される場合も、併給の可否を、それぞれの制度の所管窓口にご確認ください。</p>
Q20 A20	大規模施設（自己）	<p>自己利用部分面積とは。</p> <p>大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分で、県からの要請に応じて、営業時間短縮を行っている部分の面積を指します。また、屋内に存する集客を目的とした催事、移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積を含みます（屋外は除く）。</p> <p>なお、テナントが入居するスペースは自己利用部分面積から除いてください。</p>
Q21 A21	大規模施設（自己）	<p>大規模小売店舗立地法の適用施設の自己利用部分面積の考え方は。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積から a の面積を除き、 b の面積を加えた面積です。</p> <p>a 除く面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営者自ら一般消費者向け事業を営んでいるが、生活必需物資の販売や生活必需サービスの提供のため、時短営業を行っていない面積 ・テナント事業者、特定百貨店店舗の部分の面積 <p>b 加える面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模施設の屋内に存する、集客を目的とした催事・移動式店舗の出店等に用いられている実績のある広場や、通路の面積 ・大規模小売店舗立地法の店舗面積に含まれない、運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に供している面積（小売業以外のサービス業等を営む区画面積等）

No.	項目	内容
Q22 A22	大規模施設（自己）	大規模小売店舗立地法の適用がない施設の自己利用部分面積の考え方は。 大規模施設の建築物の床面積から、以下を除いた面積です。 ・運営者自ら一般消費者向け事業を営んでいるが、生活必需物資の販売や生活必需サービスの提供のため、時短営業を行っていない面積 ・テナント事業者、特定百貨店店舗の部分の面積 ・当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積（階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等）
Q23 A23	大規模施設（自己）	駐車場や従業員の休憩スペースなどは、自己利用部分面積に含むか。 階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、駐車場及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室、倉庫などの当該施設におけるサービスの提供を直接的に行っていない部分の面積は含まれません。
Q24 A24	大規模施設（自己）	自ら運営する大規模施設に、生活必需品の販売を行う店舗を有しているが、当該店舗は自己利用部分の面積に含めてよいか。 生活必需品の販売を行う店舗部分は、時短営業を行わないため自己利用部分面積から除いてください。
Q25 A25	大規模施設（自己）	フードコートは自己利用面積に含めてよいか。 フードコートの飲食店テナント等に共用スペースを貸借していなければ、自己利用部分面積に含めることができます。
Q26 A26	大規模施設（自己）	大規模施設内において、大規模施設運営事業者自らが営業するスーパー（生活必需物資の販売）は時短営業をしていないが、大規模施設の運営事業者向け協力金の対象となるか。 生活必需物資を扱うことから、該店舗（スーパー）のみ時短営業をしていなくても、その他の部分で時短営業にご協力いただければ対象となります。
Q27 A27	大規模施設（自己）	自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合は、協力金の対象となるか。 協力金の対象となります。自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合、1,000㎡（1単位）として計算します（生活必需物資を扱うエリアやテナント区画を除き自己利用部分面積がゼロの場合でも1,000㎡（1単位）とみなす）。 ※単位未満は切り捨て（例）750㎡⇒1,000㎡ 1,600㎡⇒1,000㎡
Q28 A28	大規模施設（百貨店）	特定百貨店店舗とは。 床面積が1,000㎡を超える百貨店等において、店舗の売上が百貨店等といったん計上され、その後分配される店舗であって、百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗のことです。

No.	項目	内容
Q29 A29	大規模施設（百貨店）	<p>特定百貨店店舗に対する協力金はどうなるのか。</p> <p>百貨店等の運営事業者に対し、特定百貨店店舗数に応じて協力金が交付されます。</p> <p>特定百貨店店舗の運営事業者は、協力金の交付対象ではありません。</p>
Q30 A30	テナント	<p>テナント事業者とは。</p> <p>契約に基づき大規模施設又はイベント関連施設の区画を賃借し、又は分譲を受けて、一般消費者向けに、大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む者をいいます（飲食店及び特定百貨店店舗を営む者は除きます）。</p>
Q31 A31	テナント	<p>店舗面積100㎡未満のテナントは協力金の対象となるのか。</p> <p>対象となります。面積100㎡未満のテナントの店舗面積は協力金の計算上、100㎡（1単位）とみなします。</p> <p>※単位未満は切り捨て（例）75㎡⇒100㎡ 160㎡⇒100㎡</p>
Q32 A32	テナント	<p>一つの大規模施設内に、同一のテナント事業者が複数の店舗を出店している場合、協力金の交付額はどう算定されるのか。</p> <p>全ての店舗の面積を合算し、その面積に応じた額を交付することもできます。</p>
Q33 A33	テナント	<p>飲食店はテナント事業者向け協力金の対象となるのか。</p> <p>飲食店は、別途飲食店向け協力金があるため、対象外です。</p> <p>（このほか、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS支援事業等の交付を受けているテナントは、テナント事業者向け協力金の対象外です。）</p>
Q34 A34	テナント	<p>テイクアウト専門店は、テナント事業者向け協力金の対象となるのか。</p> <p>飲食店向け協力金の対象外であるため、協力金の対象となります。</p>
Q35 A35	テナント	<p>移動式店舗はテナント事業者向け協力金の対象となるのか。</p> <p>大規模施設等運営事業者との契約に基づき、営業時間短縮要請の期間において当該施設内で継続的に営業を行っている移動式店舗は対象となります。</p>
Q36 A36	テナント	<p>大規模施設等の営業時間短縮により営業時間短縮せざるを得なくなった生活必需物資を扱うテナントは協力金の対象となるのか。</p> <p>やむを得ない事情が認められる場合、協力金の対象となります。</p> <p>やむを得ない事情とは、例えば大規模施設自体が時短することにより、施設入口が施錠され、物理的に生活必需物資を扱うテナントに入店できない場合や、施設管理、保安上の観点から、施設運営事業者から営業時間短縮の協力依頼を受けた場合などです。</p>

No.	項目	内容
Q37 A37	テナント	入居する大規模施設が営業時間の短縮をしていないが、テナントとして独自に営業時間の短縮を行う場合、協力金の対象となるのか。 対象となりません。テナント事業者向け協力金は、入居する大規模施設が県からの営業時間短縮要請に応じている場合に対象となるものです。
Q38 A38	大規模施設（加算額）	大規模施設内にテナントは10以上あるが、要請対象外のため休業していない生活必需物資店舗等を除くと10未満となる場合、テナント事業者等管理把握等に係る加算額は交付されないのか。 大規模施設の運営事業者に対し、施設内のテナント向け及び特定百貨店店舗向け協力金の交付対象テナント・店舗の管理把握等の負担を考慮し加算するものであるため、協力金の対象となるテナント等が10未満の場合は交付されません。
Q39 A39	大規模施設（加算額）	施設内に全部で10店舗のテナントがあり、うち2店舗が飲食店の場合、テナント把握等の加算額の対象となるのか。 対象となりません。テナント把握等の加算額は、テナント向け協力金の交付対象となる店舗が10以上ある場合が対象となります。
Q40 A40	大規模施設（加算額）	テナント事業者等管理把握に係る加算額と、自己利用面積部分に係る協力金は、両方受け取ることが出来るのか。 交付条件に当てはまれば、どちらの協力金も受け取ることが可能です。
Q41 A41	申請	申請の受付期間はいつからか。 令和3年10月1日（金）から令和3年11月30日（火）まで（郵送の場合は当日の消印有効）
Q42 A42	申請	申請に必要な書類を教えてください。 県ホームページで公表している「山梨県大規模施設等時短要請協力金申請要領」又は「申請に必要な書類」をご確認ください。
Q43 A43	申請	本件に関するご相談、お問合せ 別表のお問い合わせ先をご参照ください。
Q44 A44	申請	協力金の申請において準備しておく資料はあるのか。 要請期間中の時短営業等の案内（※1）が分かる写真（※2）をご準備ください。 ※1 別紙の案内例を参考として、店先や施設内またはホームページなどで御案内ください。 ※2 写真の撮影においては、文字等がはっきり判別できるよう御注意ください。

No.	項 目	内 容
Q45 A45	申請	<p>テナント事業者の申請書類として、「建物の登記事項証明書等」（大規模施設等の床面積の合計が1,000㎡を超えていることが確認できる書類）を添付することになっていますが、コピーでもよいですか？</p> <p>コピーでも構いません。</p> <p>また、大規模施設の運営事業者が協力金の申請書類として提出する「建物の登記事項証明書等」により施設面積が確認できる場合は、テナント事業者における当該書類の添付を省略可とします。</p> <p>当該書類のコピーの取得や省略などにつきましては、大規模施設の運営事業者にご相談ください。</p> <p>※ テナント事業者が当該書類を省略して申請する場合は、大規模施設の運営事業者が申請したことを確認した後、申請してください。大規模施設の運営事業者が申請していない場合、書類不備のため協力金が不交付となることがあります。</p>